

証券コード 3557
2020年5月13日

株 主 各 位

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル23階
ユナイテッド&コレクティブ株式会社
代表取締役社長 坂 井 英 也

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月28日（木）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年5月29日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 アークヒルズクラブ クラブルーム
東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビルイーストウィング37階
3. 目 的 事 項
 - 報告事項 第20期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 決議事項 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 資本金の額の減少（減資）の件
第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び
内容決定の件

以上

~~~~~  
(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ) 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.united-collective.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(お土産について) 当社ではご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

~~~~~

新型コロナウイルス感染予防対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社第20期定時株主総会の開催につきまして、新型コロナウイルス感染予防のため、ご来場の際は下記の事項にご協力をいただきますようお願い申し上げます。当社運営スタッフにつきましては、マスクを着用してのご対応を予定しております。株主の皆様の安全確保を最優先するための予防措置でございますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

(ご協力をお願い)

- ・ご高齢の方、妊婦の方、または体調の優れない方は、郵送での議決権行使をいただき、当日のご来場は特にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・可能な限りマスクのご持参及びご着用をお願い申し上げます。
- ・ご入場の際は、会場入口での手指の消毒をお願い申し上げます。

※当日予定している内容（事業報告および議案説明）について、場合によっては割愛させていただくなど変更する可能性があります。

※今後の状況により、開催場所および時間などの変更が発生する可能性があります。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載をさせていただきます。ご出席をご予定の株主様におかれましては、予めご確認をいただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイトURL

<https://www.united-collective.co.jp/ir/>

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役坂井英也、矢野秀樹および加藤涼の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、本郷雄太氏は2020年4月30日付で辞任により退任したため、新たな取締役候補1名とともに取締役4名の選任をお願いするものであります。増員の理由については、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るためであります。

取締役候補者は、以下の通りであります。

なお、加藤涼氏、金田欧奈氏は、社外取締役候補者であります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有 株式数
1	坂井 英也 (1974年10月15日)	1998年4月	スズキ㈱ 入社	1,040 千株
		2000年7月	ユナイテッド&コレクティブ㈱(現 当 社) 設立 代表取締役社長 就任(現任)	
2	矢野 秀樹 (1977年9月10日)	1998年2月	㈱モンテローザ 入社	40 千株
		2010年8月	当社 入社	
		2013年10月	当社 取締役 就任	
		2020年3月	当社 取締役営業本部長 兼 営業企画部長 当社 取締役副社長 兼 企画推進部長(現 任)	
3	加藤 涼 (1980年4月27日)	2000年4月	中央青山監査法人 入所	—
		2005年11月	モルガン・スタンレー証券㈱ 入社	
		2009年1月	フォートラベル㈱ 入社 取締役 就任	
		2010年5月	パークレイズ証券㈱ 入社	
		2012年9月	コーチ・ジャパン合同会社 入社	
		2014年9月	S-team合同会社 CIO 就任	
		2015年5月	当社 監査役 就任	
		2015年10月	㈱the GUEST 代表取締役 就任(現任)	
		2016年2月	当社 取締役 就任(現任)	
		2016年9月	㈱YAP Japan 代表取締役 就任(現任)	
		2016年9月	㈱ウォークインサイト(非常勤)取締役	

4	かねだ おうな 金田 欧奈 (1975年5月16日) 新任	1999年4月	デロイトトーマツコンサルティング(株) (現アビームコンサルティング(株)) 入社	—
		2006年2月	ベーシック・キャピタル・マネジメント (株) 代表取締役社長 (2018年8月) 就任 (現任)	
		2006年12月	(株)シニアライフクリエイティブ 取締役 就任	
		2007年5月	(株)不二家フードサービス 取締役 就任	
		2014年4月	(株)ハート 取締役 就任	
		2015年4月	パナレーサー(株) 取締役 就任 (現任)	
		2015年7月	(株)豊創フーズ(株) 代表取締役会長 就任 (現任)	
		2017年12月	(株)スタック 監査役 就任(現任)	
		2018年7月	(株)東芝ソリューション販売 (現(株) WorkVision) 監査役 (現任)	
		2018年7月	(株)恵那金属製作所 取締役 就任 (現任)	
		2018年10月	(株)カルネヴァーレ 監査役 就任 (現任)	
		2019年4月	(株)ミトヨ 監査役 (現任)	
		2019年4月	(株)マークアイ 監査役 (現任)	
		2019年5月	ケイワイトレード(株) 代表取締役社長 就 任 (現任)	
		2019年8月	(株)ティ・アイ・シイ 監査役 就任 (現 任)	

- (注) 1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はございません。
2. 取締役候補者坂井英也氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 当社は、加藤涼氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、金田欧奈氏の選任が承認された場合、同氏につきましても独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 加藤涼氏は、公認会計士の資格を有しており、投資銀行での経験や他社におけるCFOの経験など幅広い知見を活かし、中立的な立場から当社の経営活動に助言をいただいた実績を評価し、社外取締役候補といたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年3ヶ月になります。
5. 金田欧奈氏は、米国公認会計士の資格を有しており、投資ファンドでの経験や外食をはじめとする多分野の事業における実績を評価し、社外取締役候補といたしました。
6. 当社と加藤涼氏は、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合には継続する予定であります。また、金田欧奈氏の選任が承認された場合、同氏とも当該契約を締結する予定であります。なお当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、監査役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下の通りであります。

なお、横山隆治、山下彰俊および兒玉洋貴3氏は、社外監査役候補であります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有 株式数
1	よこやま りゅうじ 横山 隆治 (1938年 9 月24日)	1963年 4 月	日本不動産銀行(現 ㈱あおぞら銀行) 入行	—
		1985年12月	大和建設㈱ 出向	
		1993年 9 月	大和建設㈱ 転籍 常務取締役 就任	
		1996年 2 月	NCG投信㈱ 監査役 就任	
		2000年 6 月	㈱エス・シージャパン 代表取締役 就任	
		2002年 6 月	大和産業㈱ 監査役 就任	
		2003年11月	フューチャークリエイト㈱(現 店舗流通ネット ㈱) 監査役 就任	
		2007年 7 月	㈱リンク・ワン 監査役 就任	—
		2014年 4 月	当社 監査役 就任(現任)	
2	やました あきとし 山下 彰俊 (1963年 5 月17日)	2000年10月	弁護士登録・第一東京弁護士会入会 山崎法律事務所入所	—
		2002年 6 月	りんかい日産建設㈱監査役就任	
		2005年10月	TRNコーポレーション㈱(現 店舗流通ネット㈱) 監査役就任	
		2007年 7 月	㈱リンク・ワン監査役就任	
		2010年 1 月	ケンコーマヨネーズ㈱監査役就任	
		2010年 3 月	山下法律事務所開設	
		2016年 2 月	当社 監査役 就任(現任)	
3	こだま ひろき 兒玉 洋貴 (1987年10月23日)	2010年 2 月	あずさ監査法人(現：有限責任 あずさ監査法 人) 入社	—
		2012年 1 月	アビームコンサルティング株式会社 入社	
		2015年 4 月	仲田公認会計士事務所 入所	
		2016年 1 月	兒玉公認会計士事務所 設立	
		2016年 5 月	当社 監査役 就任(現任)	
		2016年12月	㈱ispace 監査役 就任(現任)	
		2018年 6 月	ノバルス㈱ 監査役 就任 (現任)	
		2018年 8 月	タウンイノベーション㈱ 取締役 就任 (現任)	

- (注) 1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、横山隆治、山下彰俊および兒玉洋貴の3氏を㈱東京証券取引所の定めに
基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された
場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 横山隆治氏は、20年以上にわたり他社において監査経験があり、豊富で幅広い分野にわた
る知見を活かした監査活動の実績を評価し、社外監査役をお願いするものであります。
上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断し
ております。また、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって6年1
ヶ月になります。
4. 山下彰俊氏は、弁護士の資格を有しており、職業倫理の観点より経営全般について監督を
行っていたらものと判断し、社外監査役をお願いするものであります。なお、同氏
は過去に経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、
その職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、同氏の当社社外監
査役在任期間は4年3ヶ月になります。
5. 兒玉洋貴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務体制全般について監督をおこなっ
ていただけたらものと判断し、社外監査役をお願いするものであります。なお、同氏は過
去に経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その
職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、同氏の当社社外監査役

在任期間は4年になります。

6. 当社と横山隆治、山下彰俊および兒玉洋貴の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合には継続する予定であります。なお当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、以下の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
せき ひでただ 関 秀忠 (1977年8月13日)	2002年10月 舟辺・奥平法律事務所（現あきつ総合法律事務所）入所 2006年4月 Afllac（アメリカンファミリー生命保険会社）入社 2008年5月 弁護士法人はくと総合法律事務所設立、同年6月、パートナーとして参画（現任）	—

- (注) 1. 関 秀忠氏は補欠社外監査役候補者であります。なお、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同氏が就任した場合、同取引所へ届け出を行う予定であります。
2. 関 秀忠氏は弁護士の資格を有しており、企業法務全般に関する専門的な知見を活かし、客観的かつ公正な立場で監査役職務を遂行できると判断し、補欠社外監査役をお願いするものであります。なお、同氏は過去に経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
3. 当社と関 秀忠氏との間に特別の利害関係はございません。
4. 関 秀忠氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定となっており、当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

第4号議案 資本金の額の減少（減資）の件

今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えを行います。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額599,908,911円を589,908,911円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の減少が効力を生ずる日

2020年7月1日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産の変動はございません。

第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2016年12月14日開催の臨時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額5,000万円以内とすることにつき、ご承認をお願い致します。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は3名（うち、社外取締役1名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されました場合は、4名（うち、社外取締役2名）となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、500個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目

的である株式の数の上限は50,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

(添付書類)

事業報告

(自2019年3月1日 至2020年2月29日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな景気回復基調で推移しております。しかし個人消費は総じて底堅い動きで踏みとどまっているものの、消費税増税による消費マインドの冷え込みや、さらには新型コロナウイルス感染症による国内外経済に対する影響が追い打ちをかけ先行きは不透明な状況にあります。

外食業界におきましては、全体としては緩やかな回復基調を辿る一方で、昨年度に引き続き原材料費や人件費及び採用費は増加傾向にあり予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当社では独自の「P I S P」戦略を展開し、店内での仕込み調理を実践しながら、一部作業を外部委託することで生産性を高め、美味しさと手頃な価格の両立を実現し、商品力の向上とブランド力の強化に努めてまいりました。また、新規出店においては直営の出店に加えフランチャイズ(F C)による出店も開始し、「てけてけ」等ブランドの認知度を高めると同時に、新業態による出店も行っておりました。

当事業年度は東京都内に4店舗、神奈川県に1店舗、埼玉県に1店舗(F C)、大阪府に1店舗の新規出店および立退きによる1店舗の閉店があり、当事業年度末日における店舗数は合計97店舗(前年同期比6店舗増)となりました。

以上の結果、売上高は新規出店による店舗数が増加したこと等により8,004,683千円(同9.7%増)となり、売上総利益は5,930,878千円(同8.7%増)、人件費が増加したこと等により営業利益は148,946千円(同28.9%減)、経常利益は126,865千円(同26.0%減)、当期純利益は減損損失を計上したことにより36,284千円(同45.3%減)となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度においては、下記(3)の設備投資等のための事業用資金として長期借入金373,000千円の調達を致しました。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は、537,866千円（敷金及び保証金を含む）であります。その主な内訳は次のとおりであります。

当事業年度新規出店分	(てけてけ) 西武新宿駅前・本厚木・日本橋室町・阪急梅田 田町グランパーク・大崎センタービル (大衆食堂あづま) 平井
------------	---

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期 (2017年2月期)	第18期 (2018年2月期)	第19期 (2019年2月期)	第20期 (当事業年度) (2020年2月期)
売上高(千円)	5,478,904	6,348,771	7,294,543	8,004,683
経常利益(千円)	224,027	166,038	171,603	126,865
当期純利益(千円)	189,895	99,247	66,416	36,284
1株当たり 当期純利益(円)	84.85	34.75	22.40	12.05
総資産(千円)	3,423,831	3,753,888	5,360,548	5,476,237
純資産(千円)	980,099	1,138,202	1,604,367	1,640,652
1株当たり純資産額(円)	368.79	396.00	532.81	544.86

※2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、当社の特色であるPISP(Productive In Store Preparation)戦略を追求しております。各店舗の仕込み・調理と一部外部工場への委託をバランスよく行い、高い生産性と圧倒的な商品力の両立を実現しながら多店舗展開することにより、付加価値の提供と売上向上、そして利益確保のため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 既存店の集客・売上の向上

外食産業は、個人消費の“個食化”による環境変化や、コンビニエンスストアや各種デリバリーなど業界を超越した競争激化などにより、厳しい経営環境となっております。

当社におきましては「お客様に選ばれるお店」を目指し、「心を尽くす」サービス徹底と商品提供スピードの向上を図り、顧客満足度を高めてまいります。さらにはお客様の会員化を図るため、スタンプアプリを導入し再来店を促し顧客の囲い込みを行ってまいります。

② F Cによる出店の積極的な推進

当社はこれまで「てけてけ」「the 3rd Burger」といった既存業態の出店を、都心を中心に直営方式で行ってまいりました。今後のさらなる企業成長、郊外や地方での出店機会を拡大するため、F Cによる出店も推進してまいります。また前期から取り組んでいる新業態出店においては、「鶏料理だけが安いだけの店 やるじゃない!」「大衆食堂あづま」業態のブラッシュアップを行い、F C化に注力してまいります。

③ 食の安全性確保と世界規模のソーシング活動

外食産業界を取巻く環境からすると、安全性の確保への対応が極めて重要となっております。こうした観点から、常日頃から生産者・取引業者とのコミュニケーションを緊密に実施するとともに、安全証明や検査結果等を生産者・生産国から提出してもらうといった安全確認手段の確保の徹底をしてまいります。また、引き続き世界規模のソーシング活動を行い、高騰傾向にある食材価格について、品質は維持・向上させつつ、コストコントロールの徹底も行ってまいります。

④ 人材の確保及び教育

事業拡大をする中で、新規出店ならびに既存店舗のサービス力向上を目指すためには、正社員およびアルバイトを含めた人材の確保と教育は重要課題であります。当社では、教育用のタブレット端末を全店舗に設置し、日々進化する各種マニュアルをリアルタイムで周知させるとともに、重要事項においては代表取締役自ら全従業員に直接共有することで、会社の理念やルールを浸透させ帰属意識を高め定着率の向上を図っております。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り

組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役監査を強化していく方針です。

(6) 主要な事業内容

当社は首都圏を中心に鶏料理居酒屋「てけてけ」、バーガーカフェ「the 3rd Burger」、「やるじゃない!」、新業態「大衆食堂あづま」の4ブランド97店舗を展開しています。

(7) 主要な営業所

業態	店舗数	主要店舗
てけてけ	88 店	新宿総本店・赤坂見附店・池袋駅前店・飯田橋東口店
the 3rd Burger	6 店	青山骨董通り店・六本木アークヒルズサウスタワー店
やるじゃない!	2 店	田町店・高円寺駅北口店
大衆食堂あづま	1 店	平井店

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
197名	±0名

(注) 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

ア. 取引の内容

当社は、店舗の賃借料について、当社の親会社等である坂井英也から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ウ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、保証料の支払いがなく、第三者との通常の取引に照らし、相当であると認められたことから、当社の利益を害しないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	883,785 千円
株式会社三井住友銀行	653,094
株式会社りそな銀行	331,665
株式会社横浜銀行	186,033
株式会社三菱UFJ銀行	156,256

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保することを基本方針としており、現状では配当は行っておりません。

将来的には、株主に対する利益の還元が経営上重要な課題の一つとなることを十分認識しております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,045,200株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,011,300株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 3,475名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
坂井 英也	1,040,000 株	34.5 %
パトリック&カンパニー株式会社	820,000 株	27.2 %
サントリー酒類株式会社	200,000 株	6.6 %
アサヒビール株式会社	102,700 株	3.4 %
中瀬 一人	45,600 株	1.5 %
矢野 秀樹	40,000 株	1.3 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	34,500 株	1.1 %
宝酒造株式会社	34,200 株	1.1 %
本郷 雄太	30,000 株	1.0 %
大和証券株式会社	7,000 株	0.2 %

(注) 当社は、自己株式を180株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂 井 英 也		
取 締 役	矢 野 秀 樹	営業本部、営業企画部	
取 締 役	本 郷 雄 太	管理本部、経営企画部	
取 締 役	加 藤 涼		(株)the GUEST 代表取締役 (株)YAP Japan 代表取締役
常 勤 監 査 役	横 山 隆 治		
監 査 役	山 下 彰 俊		山下法律事務所 代表
監 査 役	兒 玉 洋 貴		兒玉公認会計士事務所 代表 (株)ispace 監査役 ノバルス(株) 監査役 タウンイノベーション(株) 取締役

- (注) 1. 取締役加藤涼氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役横山隆治、山下彰俊および兒玉洋貴の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役横山隆治氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役山下彰俊氏は、弁護士の資格を有しております。監査役兒玉洋貴氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役加藤涼、常勤監査役横山隆治、監査役山下彰俊および監査役兒玉洋貴4氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	5 名	56,667 千円	
うち 社 外 取 締 役	1	2,500	
監 査 役	3	9,084	
うち 社 外 監 査 役	3	9,084	

(注) 株主総会の決議（2016年12月14日）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額500,000千円であり、株主総会の決議（2016年12月14日）による監査役報酬限度額は年額50,000千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係、主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	加 藤 涼	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、投資銀行での経験や他社におけるCFOの経験と知見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	横 山 隆 治	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会13回全てに出席しております。事業法人における監査役としての経験と知見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	山 下 彰 俊	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会13回全てに出席しております。弁護士としての法的識見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	兒 玉 洋 貴	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席（うち1回は電話参加）し、監査役会13回全てに出席しております。公認会計士としての経験と知見に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積について、相当であると判断したためです。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制に関して下記の通り定め、業務の適正性を確保するための体制構築に努めております。

(a) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項の決定を行うこととしており、内部統制の基本方針を定め、適切に内部統制システムを運用し、それに基づいた職務執行についての監督を行っています。また、取締役においては、監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受けるものとしています。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営および業務執行に関する重要な情報は、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録・保存することとしています。また必要に応じて、関連規程は適時見直し等の改善を行っております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、管理本部長をリスク管理の統括責任者として任命し、リスク管理委員会の設置を命じています。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各取締役・各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制づくりを進めています。

(d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の統括責任者として任命し、「コンプライアンス規程」に従い、内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するものとしています。万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、管理本部長を中心に、取締役社長、取締役会、監査役会、必要によっては顧問弁護士等に報告される体制を構築しています。また、業務上の報告経路の他、「内部通報制度」を設け、社内外に匿名で相談・申告できる体制を敷き、事態の迅速な把握と是正に努めています。

(e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率的な執行を確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定め、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時開催を行います。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を設置はしていませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を設置することができます。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会以外にも部門会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることとしています。また、取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な議案や決定事項、その他の重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告することとしています。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を行います。また、会計監査人及び内部監査担当とも意見や情報の交換を行い、連携

を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役4名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査役会

会社法関連法令に基づいて監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）体制で毎月1回以上開催されております。

(c) 経営会議

経営会議は、当社の取締役（常勤）及び常勤監査役で構成しており、毎週1回開催し、当社の経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認等を中心に、当社の業務遂行状況に関する報告及び審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

(d) 内部監査

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき総務部を担当部署とし、内部監査責任者は、総務部長としております。また、代表取締役は、総務部以外の者を内部監査人として指名することができ、内部監査人（2名）は、被監査部署所属者以外の者が担当することとしております。当社は、社長直轄の組織として内部監査室（担当者1名）を設置しており、監査計画に基づき監査を実施しております。監査計画に基づく当社の全部門及び全店舗を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役社長及び取締役会へ報告を行っております。

(e) 監査役監査

当社の監査役は、常勤1名、非常勤2名の計3名選任されております。各監査役は、毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、定例取締役会にて報告を行っております。その他、取締役会への出席や、取締役・従業員からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、独立的立場から取締役の業務執行の監視を行っております。また、会計監査人や内部監査担当部門責任者とも連携を取っており、実効性のある監査活動に取り組んでおります。

(f) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社では、定期的に監査役及び内部監査担当者が共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有をして連携を図っております。具体的には、監査計画策定時において協議を行う他、会計監査人による監査に必要なに応じて監査役又は内部監査担当者が立ち会っております。また、会計監査人の監査結果につ

いて監査役、内部監査担当者はフィードバックを受け、問題点等の確認を行うなどフォローアップも行っております。これらの監査と内部統制部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を行うことで、監査の実効性を確保することに努めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額        | 科 目                    | 金 額       |
|------------------------|------------|------------------------|-----------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |            | <b>(負 債 の 部)</b>       |           |
| <b>流 動 資 産</b>         | 1,947,667  | <b>流 動 負 債</b>         | 1,754,540 |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,473,266  | 買 掛 金                  | 365,682   |
| 売 掛 金                  | 218,367    | 1年内返済予定の長期借入金          | 589,541   |
| 商 品 及 び 製 品            | 37,719     | 未 払 金                  | 156,981   |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 515        | 未 払 費 用                | 199,978   |
| 前 払 費 用                | 185,428    | 前 受 金                  | 34,684    |
| そ の 他                  | 32,371     | 未 払 法 人 税 等            | 119,614   |
|                        |            | 未 払 消 費 税 等            | 146,600   |
| <b>固 定 資 産</b>         | 3,528,570  | 預 り 金                  | 104,365   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | 2,324,863  | 賞 与 引 当 金              | 37,092    |
| 建 物                    | 3,097,068  | <b>固 定 負 債</b>         | 2,081,044 |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △1,076,096 | 長 期 借 入 金              | 1,836,965 |
| 建 物 ( 純 額 )            | 2,020,971  | 長 期 前 受 金              | 205,844   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 390,804    | 長 期 預 り 保 証 金          | 1,500     |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △243,865   | 資 産 除 去 債 務            | 36,734    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 (純額)   | 146,939    | <b>負 債 合 計</b>         | 3,835,585 |
| 建 設 仮 勘 定              | 156,952    | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | 16,856     | <b>株 主 資 本</b>         | 1,640,652 |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 15,287     | 資 本 金                  | 599,908   |
| 商 標 権                  | 1,495      | 資 本 剰 余 金              | 549,908   |
| そ の 他                  | 72         | 資 本 準 備 金              | 549,908   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | 1,186,850  | 利 益 剰 余 金              | 491,266   |
| 出 資 金                  | 70         | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 491,266   |
| 長 期 前 払 費 用            | 23,444     | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 491,266   |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 998,352    | 自 己 株 式                | △432      |
| 繰 延 税 金 資 産            | 153,553    | <b>純 資 産 合 計</b>       | 1,640,652 |
| そ の 他                  | 11,429     | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | 5,476,237 |
| <b>資 産 合 計</b>         | 5,476,237  |                        |           |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自2019年3月1日 至2020年2月29日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 8,004,683 |
| 売上原価         | 32,382    |
| 商品期首たな卸高     | 2,079,141 |
| 商品期末たな卸高     | 2,111,523 |
| 売上総利益        | 37,719    |
| 販売費及び一般管理費   | 2,073,804 |
| 営業利益         | 5,930,878 |
| 営業外収益        | 5,781,932 |
| 受取利息         | 148,946   |
| 受取配当金        | 18        |
| 保険金収入        | 1         |
| 雑収入          | 1,784     |
| 営業外費用        | 859       |
| 支払払利息        | 2,663     |
| 支払払手数料       | 17,168    |
| その他の         | 5,407     |
| 経常利益         | 2,169     |
| 特別利益         | 24,744    |
| 営業補償金収入      | 126,865   |
| 特別損失         | 106,470   |
| 減損損失         | 106,470   |
| 税引前当期純利益     | 117,088   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 116,247   |
| 法人税等調整額      | 134,135   |
| 当期純利益        | △54,172   |
|              | 36,284    |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自2019年3月1日 至2020年2月29日)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |         |                     |         |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------------------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金               |         |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高                   | 599,908 | 549,908 | 549,908 | 454,981             | 454,981 |
| 当期変動額                   |         |         |         |                     |         |
| 当期純利益                   |         |         |         | 36,284              | 36,284  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |         |         |                     |         |
| 当期変動額合計                 | -       | -       | -       | 36,284              | 36,284  |
| 当期末残高                   | 599,908 | 549,908 | 549,908 | 491,266             | 491,266 |

|                         | 株主資本 |           | 純資産合計     |
|-------------------------|------|-----------|-----------|
|                         | 自己株式 | 株主資本合計    |           |
| 当期首残高                   | △432 | 1,604,367 | 1,604,367 |
| 当期変動額                   |      |           |           |
| 当期純利益                   |      | 36,284    | 36,284    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |      | -         | -         |
| 当期変動額合計                 | -    | 36,284    | 36,284    |
| 当期末残高                   | △432 | 1,640,652 | 1,640,652 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 【重要な会計方針】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

…最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

…最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

5～15年

工具、器具及び備品

2～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項



(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

(『税効果会計に関する会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に関する会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号

2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

【損益計算書に関する注記】

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所  | 用途                                       | 種類                        | 減損損失<br>(千円) |
|-----|------------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 東京都 | (店舗)<br>てけてけ 4 店舗<br>the 3rd Burger 2 店舗 | 建物<br>工具、器具及び備品<br>長期前払費用 | 117,088      |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

てけてけ、the 3rd Burger対象店舗につきましては、本部経費配賦後の店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

また、減損損失の内訳は建物108,693千円、工具、器具及び備品6,303千円、長期前払費用2,091千円であります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

| 発行済株式の種類 | 当事業年度末株式数  |
|----------|------------|
| 普通株式     | 3,011,300株 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 180     | —  | —  | 180    |

## 【税効果会計に関する注記】

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 未払事業税    | 14,136千円  |
| 未払事業所税   | 4,295千円   |
| 未払費用     | 10,359千円  |
| 協賛金      | 73,661千円  |
| 賞与引当金    | 11,359千円  |
| 減価償却超過額  | 59,661千円  |
| 資産除去債務   | 11,249千円  |
| その他      | 5,037千円   |
| 繰延税金資産小計 | 189,761千円 |
| 評価性引当額   | △28,801千円 |
| 繰延税金資産合計 | 160,959千円 |

#### 繰延税金負債

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 7,406千円   |
| 繰延税金負債合計        | 7,406千円   |
| 繰延税金資産純額        | 153,553千円 |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 法定実効税率             | 30.62%  |
| (調整)               |         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.91%   |
| 住民税均等割等            | 20.63%  |
| 法人税額の特別控除          | △13.22% |
| 評価性引当額の増減          | 12.93%  |

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 留保金課税             | 18.34% |
| その他               | △1.42% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 68.79% |

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については元本の保証された短期的な預金に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているものの、その92%がクレジットカード会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金・未払法人税等・未払消費税等は全て1年以内の支払期日であります。

借入金には主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は原則として5年以内であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金        | 1,473,266        | 1,473,266  | —          |
| (2) 売掛金           | 218,367          | 218,367    | —          |
| (3) 敷金及び保証金       | 998,352          | 1,010,138  | 11,786     |
| 資産計               | 2,689,985        | 2,701,771  | 11,786     |
| (1) 買掛金           | 365,682          | 365,682    | —          |
| (2) 未払金           | 156,981          | 156,981    | —          |
| (3) 未払費用          | 199,978          | 199,978    | —          |
| (4) 未払法人税等        | 119,614          | 119,614    | —          |
| (5) 未払消費税等        | 146,600          | 146,600    | —          |
| (6) 長期借入金<br>(※1) | 2,426,506        | 2,415,716  | △10,790    |
| (7) 長期前受金<br>(※2) | 240,529          | 241,932    | 1,403      |
| 負債計               | 3,655,893        | 3,646,507  | △9,387     |

(※1) 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) 長期前受金には1年以内償却予定の長期前受金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期前受金

長期前受金の時価については、合理的に見積もった償却予定時期に基づき、その金額を国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### (注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金  | 1,473,266    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金     | 218,367      | —                   | —                    | —            |
| 敷金及び保証金 | 148,462      | 517,956             | 331,933              | —            |
| 合計      | 1,840,095    | 517,956             | 331,933              | —            |

#### (注3)長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 589,541      | 452,664             | 444,552             | 414,929             | 305,279             | 219,541     |
| 合計    | 589,541      | 452,664             | 444,552             | 414,929             | 305,279             | 219,541     |

## 【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び主要株主(個人の場合に限る)

| 種類 | 会社等の名称<br>または氏名 | 所在地 | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所<br>有(被所有)割<br>合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内<br>容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末<br>残高 |
|----|-----------------|-----|------------------|---------------|------------------------|---------------|-----------|--------------|----|----------|
| 役員 | 坂井英也            | —   | —                | 当社代表取締役       | (被所有)<br>直接<br>34.5%   | 債務被<br>保証     | 債務被<br>保証 | 374,642      | —  | —        |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は店舗の賃借料について債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額は賃借料の年額を記載しております。

## 【1株当たり情報に関する注記】

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 544円86銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 12円05銭  |

## 【重要な後発事象】

### 1. 資本金の額の減少

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、2020年5月29日開催予定の当社第20期定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

#### (1) 資本金の額の減少の目的

資本金の額の減少につきましては、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性の向上を目指しつつ、今後の資本政策の柔軟性を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

#### (2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額589,908,911円をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### (3) 減少する資本金及び資本準備金の額

当社の資本金の額589,908,911円のうち589,908,911円を減少いたします。

その結果、減少後の資本金の額は10,000,000円、振替後のその他資本剰余金の額は589,908,911円となります。

#### (4) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2020年7月1日(予定)

#### (5) 資本金及び資本準備金の額の減少の日程の概要

取締役会決議 2020年4月24日

定時株主総会 2020年5月29日（予定）  
債権者異議申述最終日 2020年6月30日（予定）  
資本金の額の減少の効力発生日 2020年7月1日（予定）

## 2. 新型コロナウイルスの感染拡大

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当該影響が長引けば、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。なお、提出日現在では当該影響額を合理的に算定することは困難であります。

## 会計監査人の監査報告 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年4月22日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斎 藤 昇 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 平 山 謙 二 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月23日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）横山 隆治 ㊞

社外監査役 山下 彰俊 ㊞

社外監査役 兒玉 洋貴 ㊞

以 上

### 株主総会会場ご案内図

会場 「アークヒルズクラブ クラブルーム」  
東京都港区赤坂1 - 12 - 32アーク森ビルイーストウィング37階



交通 東京メトロ 南北線  
「六本木一丁目」駅 3番出口 徒歩2分  
東京メトロ 銀座線  
「溜池山王」駅 13番出口 徒歩4分